

利根川・江戸川有識者会議公開規定

（目的）

第1条 本規定は、利根川・江戸川有識者会議（以下「会議」という）規約第6条の条項に基づき、会議の公開の方法を定めるものである。

（会議開催の周知）

第2条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに国土交通省関東地方整備局、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所並びに高崎河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。

（会議の傍聴）

第3条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものものとする。

（資料の配付）

第4条 会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

（資料等の公開）

第5条 会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後HPにて公表するものとする。

（その他）

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、利根川・江戸川有識者会議で定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規定は、平成18年12月4日から施行する。